

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札（物品等）に付します。

平成25年2月26日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社

神戸管理センター 所長 古家 和彦

記

1 業務内容

- (1) 業務件名 平成25年度自動車修繕単価契約（中・大型車）
- (2) 業務内容 本業務は、神戸管理センター保有の維持管理用車両の内、中型・大型車10台の車検整備、定期点検及び一般修理を行うものである。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成25年 3月27日まで
- (4) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) その他 本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」であり、競争参加資格の確認結果は通知しない。

2 競争参加申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 申請書の提出
入札参加希望者は、過去の契約実績等を証明する書類を添付した競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出するものとする。
- (2) 申請書の作成
申請書は、別添1の競争参加資格確認申請書に基づき作成するものとする。
- (3) 申請書の入手方法
入札参加希望者は、入札説明書、入札広告の写し、契約書案、仕様書、設計書及び入札及び見積り手引きを入札広告の日から平成25年3月11日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所においてCD-Rにより無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 総務課
(住所)〒655-0852 兵庫県神戸市垂水区名谷町549番地
(電話番号)078-709-0084

(4) 申請書の提出期間、場所及び方法

申請書の提出期間、場所及び方法は、下記のとおりとする。

- ① 提出期間 平成25年2月26日(火)から平成25年3月11日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ② 提出場所 (3)に同じ。
- ③ 提出方法 提出場所へ持参により提出すること。
※郵送又は電送は受け付けない。

3 競争参加資格

当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- 一 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- 二 本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という)の過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- 三 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本州四国連絡高速道路株式会社平成24・25・26事業年度物品製造等競争参加資格の審査において、業務種別「役務の提供」のうち「その他」で資格を有すると認められた者であり、かつBまたはCの等級で資格を有すると認められた者であること。

(3) 施行実績等

下記のイからハの全ての条件を有すること。

- イ 業務実績に関する事項

平成19年度以降に、国または地方公共団体、有料道路を管理する会社等の保有管理する維持管理用車両の定期点検、車検整備及び修繕の業務を元請けとして実施した経験を有し、かつ、当該業務の実施実績があることを証明したものであること。

ロ 自動車分解整備事業に関する事項

中型・大型車の道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場であること。

ハ 修繕のための連絡体制等に関する事項

修繕のための連絡体制及び人員派遣体制等について、次に掲げる条件を全て満足すること。

- ① 車両の故障に関する連絡が24時間受付可能であること。
- ② 車両の修繕を実施する整備工場から神戸管理センターまで、60分以内(一般道では時速30km、高速道路では時速80km)に到着可能な場所に整備工場が立地することで、迅速な対応が図られること。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)に基づき、「地域1(兵庫県、徳島県)」において、指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 入札執行の日時及び場所等

- ① 入札日時：平成25年3月19日(火) 15時00分
- ② 場所：上記2(3)の会議室
- ③ 方法：入札者又はその代理人が持参し、開札に立ち会うこと。

5 その他

- (1) 提出された申請書は、返却しない。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 手続に関する問い合わせ先は、記2(3)に同じ。
- (4) 記3(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記2(4)により申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 申請書に虚偽を記述した者は、当該業務の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。
また、申請書に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
- (6) 契約書作成の要否 要。
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。

(詳細は、弊社ホームページ<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html>による。)

別添1 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書		年	月	日
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 所長 古家 和彦 殿				
	住所			
	商号又は名称			
	代表者氏名			印
	担当者氏名			
	電話番号			
	メールアドレス			
<p>平成25年2月26日付けで入札広告のありました平成25年度自動車修繕単価契約(中・大型車)に係る競争に参加する資格について確認されたく申請します。</p> <p>なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者ではありません。・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。				
【添付書類】				
1 業務実績に関する事項(様式1)				
2 自動車整備事業に関する事項(様式2)				
3 修繕のための連絡体制等に関する事項(様式3)				

注1 業者コードは、本州四国連絡高速道路株式会社より送付された「平成24・25・26事業年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(物品製造等)」に記載されているコード番号を記載して下さい。

(様式1) 業務実績に関する事項 会社名)

	平成19年度以降に、国または地方公共団体、有料道路を管理する会社等の保有管理する維持管理用車両の定期点検、車検整備及び修繕の業務を元請けとして実施した経験を有し、かつ、当該業務の実績があることを証明したものであること。
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	記載例：小型車 ○台、中型車 ○台、大型車 ○台の定期点検、車検整備及び修繕の業務

※業務実績を証明できる資料として、契約書の写し等を添付すること。

(様式2) 自動車整備事業に関する事項 会社名)

	中型・大型車の道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場であること。
事業場名称	
事業場の所在地	
対象とする自動車の種類等	
認証(指定)年月日	
認証(指定)番号	

※自動車整備事業を証明できる資料として、認証書又は指定書の写し等を添付すること。

(様式3) 修繕のための連絡体制等に関する事項 会社名)

	修繕のための連絡体制及び人員派遣体制等について、次に掲げる条件を全て満足すること。 ① 車両の故障に関する連絡が24時間受付可能であること。 ② 車両の修繕を実施する整備工場から神戸管理センターまで、60分以内(一般道では時速30km、高速道路では時速80km)に到着可能な場所に整備工場が立地することで、迅速な対応が図られること。
緊急連絡体制 (24時間)	担当部門 (平日) (夜間) 連絡先 (平日) TEL (夜間) TEL
整備工場住所	※(様式2)の事業場の所在地と同じであること。
整備工場から神戸管	①運行ルート：整備工場 ～ 一般道○km ～ ○○高速○

理センターまでのルートと所要時間	k m～ 一般道○k m ～ 神戸管理センター ②所要時間：○○分 [一般道：○○分 (○○k m)、高速道路：○○分 (○○k m)]
------------------	---